

四日市市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12で準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

平成29年3月2日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

公表すべき閲覧はなかった。

（選挙管理委員会事務局）